

## 神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第 14 弾）交付要綱

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、神奈川県（以下「県」という。）内における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、第 3 条に掲げる交付対象者に対し、県が予算の範囲内で新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第 14 弾）（以下「協力金」という。）を交付することについて必要な事項を定める。

（定義）

第 2 条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「飲食店等」とは、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 55 条第 1 項の規定による飲食店営業の許可又は改正前の食品衛生法第 52 条第 1 項の規定による喫茶店営業の許可を受けて営業を行う施設をいう。ただし、次に掲げる施設を除く。
  - ア テイクアウト専門店
  - イ デリバリー専門店
  - ウ 自動販売機（自動販売機内に設置された給湯装置等を使用して調理が行われるものなど）コーナー
  - エ イートインスペースのあるスーパー及びコンビニエンスストア
  - オ キッチンカー
  - カ 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成 25 年政令第 122 号）第 11 条第 11 号の規定による遊興施設で、ネットカフェ、マンガ喫茶その他の宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設
  - キ ホテル及び旅館の客室
  - ク その他知事が別に定める施設
- (2) 「緊急事態措置区域」とは新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 32 条第 1 項に基づく緊急事態宣言を受け、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、県が必要な措置等を行う県内の区域をいう。
- (3) 「感染防止対策取組書」とは、県が指定する感染防止対策取組書をいい、「感染防止対策に係るステッカー」とは、各市町村で作成し、飲食店等が感染防止対策の取組を実施していることがわかるステッカーをいう。
- (4) 「マスク飲食実施店認証書」とは、神奈川県マスク飲食実施店認証制度実施要綱第 5 条に基づき、知事から交付されたものをいう。
- (5) 「時間短縮営業等」とは、次に掲げる飲食店等の休業又は営業をいう。ただし、第 8 号に定める要請期間内に要請内容等の変更が生じた場合には、変更後の要請内容等

に協力した休業又は営業とする。

ア 酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等（酒類の店内持込を含む。）

(ア) 通常 5 時から 20 時までの時間帯に営業を行っていた場合

休業（終日、テイクアウトや宅配サービスに切り替え、店内での飲食を伴わない営業を含む。以下この号において同じ。）

(イ) 通常 20 時から翌朝 5 時までの時間帯に営業を行っていた場合

休業又は酒類及びカラオケ設備を停止し、営業開始時刻及び営業終了時刻を 5 時から 20 時まで行う営業（20 時から翌朝 5 時まで、テイクアウトや宅配サービスに切り替え、店内での飲食を伴わない営業を含む。以下この号において同じ。）

イ 酒類及びカラオケ設備を提供しない飲食店等

(ア) 通常 20 時から翌朝 5 時までの時間帯に営業を行っていた場合

休業又は営業開始時刻及び営業終了時刻を 5 時から 20 時までとする営業

(6) 「要請対象施設」とは、酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等並びに酒類及びカラオケ設備を提供しない通常 20 時から翌朝 5 時までの時間帯に営業している飲食店等をいう。

(7) 「時間短縮営業等の要請」とは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 24 条第 9 項に基づき、飲食店等に対して、県が令和 3 年 8 月 17 日及び 9 月 9 日に行った要請であって、時間短縮営業等を求めたことをいう。

(8) 「要請期間」とは、令和 3 年 9 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいう。

(交付対象者)

第 3 条 協力金の交付対象者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。

(1) 要請対象施設を適法に営業し、当該施設の営業許可証に記載されていること。

(2) 時間短縮営業等の要請に協力し、要請対象施設で時間短縮営業等を行い、要請期間最終日（要請期間最終日より前に廃業した場合にあつては、廃業の届出に記載された日とする。）まで継続したこと。ただし、時間短縮営業等を開始した日から要請期間最終日までの間に、要請対象施設が、定休日を定めていた場合（全期間が定休日であった場合を除く。）、また 5 時から 20 時までの時間帯の営業とする日を定めていた場合（全期間が 5 時から 20 時までの時間帯の営業であった場合を除く。）は、それらの日は時間短縮営業等を行ったものと推定する。

(3) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条に基づく破産手続開始の申立てをしていないこと。

(4) 神奈川県指名停止等措置要領に基づき指名停止措置を受けた者の場合は、当該指名停止措置の期間を経過していること。

(5) 協力金に係る時間短縮営業等実施期間内に営業停止等の行政処分を受けていない

こと。

- (6) マスク飲食実施店認証書、感染防止対策取組書、感染防止対策に係るステッカーのいずれかを要請対象施設に掲示していること。ただし、要請期間の全期間を休業している施設は除く。
- (7) マスク飲食の推奨の案内を掲示していること。ただし、要請期間の全期間を休業している施設は除く。

(交付額の算定方法等)

第4条 交付対象者に交付する協力金の額は、要請対象施設ごとに、知事が別に定める方式で算定した額を合算した額とする。ただし、協力金を先行交付した場合はその金額及び神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の返還を命じた場合はその金額を控除した額とする。

(申請時の提出書類等)

第5条 協力金の交付の申請をしようとする事業者は、次の各号に掲げる書類を令和3年12月10日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 協力金交付申請書(様式1又は様式2)(様式1、様式2のいずれを提出するかについては、知事が別に定めるものとする。)
- (2) 本人確認書面の写し(個人事業主のみ)
- (3) 協力金の振込先の通帳(表紙を1ページめくった中表紙の見開き)等の写し
- (4) 許可期限が要請期間最終日以降であることを確認できる飲食店又は喫茶店営業の許可証の写し(要請対象施設ごと)
- (5) 通常の営業時間がわかる書面(要請対象施設ごと)  
ただし、次号の時間短縮営業等を実施したことがわかる書面に通常の営業時間の記載がある場合については、提出を要しないものとする。
- (6) 要請対象施設において、時間短縮営業等を実施したことがわかる書面(要請対象施設ごと)
- (7) 要請対象施設の入口付近にマスク飲食実施店認証書、感染防止対策取組書、感染防止対策に係るステッカーのいずれかを掲示をしたことがわかる書面(要請対象施設ごと)  
ただし、時間短縮営業等を行った要請対象施設のうち、全ての日を休業した要請対象施設については、提出を要しないものとする。
- (8) 酒類又はカラオケ設備の提供に係る確認書類(酒類又はカラオケ設備を提供し通常5時から20時までの時間帯にのみ営業していた店舗で、時間短縮営業等の要請に従って休業した店舗)  
ア 酒類又はカラオケ設備を提供していたことがわかる書面

(9) 飲食部門の売上高や協力金の交付申請額を確認できる書類

(10) その他知事が必要と認めた書類

(協力金の交付)

第6条 知事は、前条の規定による申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、協力金を交付すべきと認めたときは、協力金を交付するものとする。

2 協力金の交付は、口座振込により行う。

(協力金の返還等)

第7条 知事は、協力金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、協力金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により協力金の交付を受けたとき。

(2) 協力金交付申請に関して不正、怠慢その他不適當な行為を行ったとき。

(3) 申請書記載の誓約事項に違反したとき。

(4) 先行交付した協力金の額が第4条に基づく協力金の額を上回るとき。

2 知事は、協力金の交付を受けた者が前項の規定により協力金の全部又は一部の返還等を命ぜられ、協力金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、交付すべき神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金があるときは、その交付を一時停止し、又は当該協力金と未納付額とを相殺することができる。

(違約金の徴収)

第8条 知事は、協力金の交付を受けた者が前条第1項各号のいずれかに該当するときは、返還金とともに、交付した協力金と同額の違約金の支払いを求めることができる。

(報告及び調査)

第9条 知事は、協力金の適正な交付のため、必要に応じて事業者から報告を求め、又は調査をすることができる。

(暴力団の排除)

第10条 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第10条の規定に基づき、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、協力金の交付の対象としない。

(1) 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員（以下「代表者等」という。）

が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この項において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団に属している場合

(2) 代表者等が法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であ

る場合

(3) 法第2条第2項に規定する暴力団又は反社会的勢力が経営に事実上参画している場合

2 知事は、申請しようとする事業者又は協力金の交付を受けた者が前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

3 知事は、協力金の交付を受けた者が、第1項各号のいずれかに該当するときは、協力金の全部又は一部の返還及び違約金の支払いを求めることができる。

4 前項の規定に関しては、第7条及び第8条を準用する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協力金の交付等に関し必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、令和3年10月1日から施行する。